

令和8年度

償却資産(固定資産税)申告の手引

申告書提出期限は
令和8年2月2日(月)です。

※資産の増減がない方、資産の該当がない方も、申告書の提出をお願いします。

日 向 市

※期限近くになりますと窓口が混雑しますので、早めの提出にご協力をお願いします。

郵送・eLTAXでの届出を推奨します。

申告書様式は市ホームページからダウンロードできます。

目 次

I	償却資産とは	3
1	償却資産とは	3
2	資産の種類と主な償却資産	3
3	業種ごとの主な償却資産	4
4	建築設備における家屋と償却資産の区分	5
5	国税との主な違い	6
6	大型特殊自動車及び小型特殊自動車	7
II	償却資産の申告方法等について	9
1	申告をしていただく方	9
2	申告の対象となる資産	9
3	申告の対象とならない資産	10
4	提出していただく書類	10
5	申告書に添付していただく書類	11
6	市内に二つ以上の事業所のある方	11
7	申告書の提出期限	11
8	償却資産の課税標準額・免税点・税率など	11
III	減価残存率表	12
	評価額の算出方法	12
IV	償却資産申告書等の記入例	13
	償却資産申告書の記入例	13
	種類別明細書の記入例	14
V	主な償却資産の区分と耐用年数	17

償却資産申告のお知らせ

過疎地域における事業用設備等にかかる固定資産税の課税免除(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、日向市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例)

日向市東郷町域において、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等を営む者が、対象期間内にその業種に係る設備等を取得又は製作もしくは建設した場合に、申請により最初の3年間課税免除をすることができます。

対象期間：令和3年4月1日から令和9年3月31日まで

対象資産：対象業種に係る機械及び装置又はその事業に係る建物もしくはその敷地である土地(土地に関しては、取得の日の翌日から起算して1年以内に建物建設の着手があったものに限り。)

対象業種、資本金の額等及び取得価額の要件については下表参照。

対象業種(※「日向市過疎地域持続的発展計画」に振興すべき業種として定められたもの)	資 本 金 の 額 等		
	5,000万円以下 (個人を含む)	5,000万円超 1億円以下	1億円超
製造業、旅館業(下宿営業を除く)	取得価額 500万円以上	取得価額 1,000万円以上	取得価額 2,000万円以上
農林水産物等販売業 情報サービス業等	取得価額 500万円以上		

中小企業者等が先端設備等導入計画に基づき新規に取得した先端設備等(地方税法附則第15条第43項)

中小企業者が、「中小企業等経営強化法」に規定された計画の期間内に、労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、新たに導入する設備が日向市における「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることができます。

計画の認定を受け、新たな設備を導入した場合、その設備に対する固定資産税が軽減される特例を受けることができます。

賃上げの表明	設備の取得時期	特例期間	特例率
有り (1.5%以上の賃上げ)	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	取得から3年間	2分の1 (2分の1軽減)
有り (3.0%以上の賃上げ)	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	取得から5年間	4分の1 (4分の3軽減)
無し	固定資産税の特例措置無し		

※その他の特例については、日向市HP【固定資産税の特例について】のページをご参考ください。

お 願 い

添付資料についてお願い

申告の際には直近の減価償却明細書を添付してください。

実地調査等のご協力をお願い

地方税法第408条の規定に基づいた実地調査や、地方税法第354条の2の規定に基づ

き所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行い、申告内容等について、お問い合わせをすることがありますので、ご協力をお願いします。

また、実地調査等により、修正申告をお願いすることがあり、資産の取得年に応じて遡及課税等を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

I 償却資産とは

1 償却資産とは

個人や法人で事業を営んでいる方（例：工場や商店を営んでいる方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業や養鶏場、畜産を営んでいる方）などが、その事業のために用いている構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具及び備品などの有形固定資産を償却資産といい、土地及び家屋と同じように固定資産税が課税されます。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけではなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

2 資産の種類と主な償却資産

資 産 の 種 類		課 税 対 象 と な る 主 な 資 産
1 構 築 物	構 築 物	門・塀・緑化施設等外構工事、フェンス、ビニールハウス、擁壁等、農業用井戸、駐車場などの舗装路面、屋外排水溝、広告塔、その他土地に定着した土木設備など
	建物付属設備	電力引込工事、受変電設備、発電設備、予備電源設備、LAN設備、屋外給排水設備、ボイラー、建物の所有者以外の者が施した内装、内部造作など（P.5「建築設備における家屋と償却資産の区分」をご参照ください）
2 機 械 及 び 装 置		ブルドーザー・パワーショベル等自走式作業用機械（大型特殊自動車：分類番号が「0、00～09および000～099」の車両）、印刷機、製造加工機械、厨房機器、クリーニング設備、製材機、うねたて機、自動給餌機、動噴、米乾燥機、貯蔵庫、ハウス用暖房機、魚群探知機等、太陽光発電設備など
3 船	船	漁船、遊漁船、釣船、ボート、貨物船など
4 航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5 車 両 及 び 運 搬 具		大型特殊自動車 ※7ページ参照 （分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両）、構内運搬車、貨車など
6 工 具 、 器 具 及 び 備 品		冷凍冷蔵庫、カラオケなどの音響機器、ルームエアコン、陳列ケース、テレビ、レジスター、看板（ネオンサイン等）、応接セットなどの家具、金庫、パソコン、コピー機、消毒殺菌設備、自動販売機、理美容機器など

3 業種ごとの主な償却資産

業 種	課 税 対 象 と な る 資 産
共 通	受変電設備、テレビ、POSレジ、通信ケーブル、ルームエアコン、応接セット、自動販売機、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン等）パソコン、コピー機、消毒殺菌設備等
小 売 業	陳列棚及び陳列ケース、可動式間仕切り、日除け等
飲 食 業	厨房設備、テーブル、椅子、カラオケ、冷凍冷蔵庫等
理 美 容 業	理美容椅子、洗髪設備、タオル蒸し器等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、コンプレッサー、洗車機、防火壁、オイルチェンジャー、独立キャノピー、ガソリン計量器、地下タンク等
鉄工・木工製造業	旋盤、ボール盤、製品製造設備、梱包機、プレス、コンプレッサー等
建 設 業	ブルドーザ、パワーショベル、フォークリフト等の軽自動車税の課税対象以外の土木建設車両大型特殊自動車等
印 刷 業	各種印刷機、製版機、裁断機等
農 林 畜 産 業	ビニールハウス、電動機、ボイラー、ポンプ、トラクター・耕運機等の軽自動車税の課税対象以外の農耕用作業車、自動給餌機、自動給水機、ハウス暖房機、動力噴霧機等
漁 業	漁船、魚群探知機、漁労用設備等
不動産貸付業	駐車場舗装、自転車置場、門・塀・緑化施設等外構工事、街路灯、発電設備、蓄電池設備、エレベーター等
売 電 業	太陽光発電設備、モニターシステム、フェンス、防草シート等

4 建築設備における家屋と償却資産の区分

電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備及び運搬設備などの建築設備で、家屋と一体となって家屋の効用を高める設備は家屋に含め、家屋に取り付けられたものや家屋から独立した機器、特定の業務に使用されるものは償却資産となります。

固定資産税における取扱いでは、経理上の勘定科目にかかわらず、家屋と償却資産を区別して評価しています。

家屋と償却資産の区分の例示(家屋と設備の所有者が同じ場合)

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
建築工事	内装・造作等	可動式簡易間仕切り(衝立)、カーテン・ブラインド等	床・壁・天井仕上げ・店舗造作等工事一式
電気設備	受変電設備	設備一式	分電盤
	予備電源設備(自家発電)	発電機設備、蓄電池設備	
	中央監視制御装置	装置一式	
	電灯照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備、スイッチ・コンセント類
	電力引込設備	引込工事、屋外の配管	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	
	電話設備	電話機、交換機等の機器	配管・配線・端子盤等
	L A N 設備	設備一式	
	放送・拡声器設備	マイクロフォン、スピーカー、アンプ等の機器	配管・配線等
	インターホン設備		インターホン設備一式
	避雷設備		避雷針等設備一式
	火災報知設備	屋外の装置	屋内の装置
給排水・衛生設備	給排水設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備、引込工事	受水槽等、配管、ポンプ、左記以外の設備
	給湯設備	局所式給湯設備(瞬間湯沸かし器、電気温水器)	中央式給湯設備、局所式給湯設備(ユニットバス、床暖房用)
	ガス設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備、引込工事	左記以外の屋内設備
	衛生設備		設備一式
空調設備		ルームエアコン(壁掛け型)	家屋と一体となっている設備
消火設備		消火器、ホース及びノズル、避難器具、ガスボンベ等	消火栓設備、スプリンクラー、ドレンチャー
運搬設備		工業用ベルトコンベア、気送子、垂直搬送機	エレベーター、リフト、気送管設備
その他		広告塔、文字看板、袖看板	

賃借人(テナント)が施工した内装、建築設備等の資産

家屋の所有者以外のもの(テナント等)が取り付けた家屋の附帯設備(内部仕上げ、床仕上げ、天井仕上げ、電気設備、給排水設備及びガス設備等)で、事業の用に供することができる資産については、償却資産として取り扱います。

5 国税との主な違い

項 目	固 定 資 産 税 (償 却 資 産)	国 税 (法人税法・所得税法)
償 却 計 算 の 期 間	賦課期日（1月1日）※暦年	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は定率法 〔減価率は固定資産評価基準別表15に定める減価率（「旧定率法」の償却率と同じ率）を採用〕	建物並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物以外の資産は、定額法・定率法の選択制《定率法選択の場合》 ①平成24年4月1日以降に取得した資産は「定率法(200%)」を適用 ②平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ③平成19年3月31日以前に取得した資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（2分の1）	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増 加 償 却	認められます	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	<u>取得価額の</u> <u>100分の5</u>	1円（注1） ただし、平成19年4月1日以降に取得した資産のみ 平成19年3月31日以前に取得した資産は取得価額の5%
改 良 費 の 評 価 方 法	区分評価(改良を加えられた部分と改良費を区分して評価)	平成19年3月31日以前取得 →合算評価 平成19年4月1日以後取得 →原則区分評価

（注1）平成19年度税制改正により、国税においては残存価額が廃止され、1円まで償却できるようになりましたが、固定資産税（償却資産）における減価償却の方法には変更はありません。

6 大型特殊自動車及び小型特殊自動車

フォークリフトやトラクター、田植え機等は特殊自動車に分類されます。特殊自動車には大型特殊自動車と小型特殊自動車があり、異なる税金がかかります。大型特殊自動車が固定資産税の課税対象です。

分 類	対象となる税金
大型特殊自動車	固定資産税（償却資産）
小型特殊自動車	軽自動車税

小型特殊自動車に該当する乗用型のトラクター、田植機、コンバイン等は軽自動車税の課税対象であるため申告は不要ですが、誤って申告している事例が多いため注意してください。ナンバープレートの有無は関係ありません。

次のものは小型特殊自動車に該当します。

最高速度時速35キロメートル未満のトラクター、田植機等については、申告は不要です。

農耕作業用（乗用のもの）	
トラクター、田植機、コンバインなど ※農耕作業を行う能力と乗用装置を兼ね備えたもの	
農耕作業用の小型特殊自動車の規格	
長さ、幅、高さ	制限なし
最高速度	時速35キロメートル未満

以下の要件にすべて該当する場合は小型特殊自動車ですので、申告は不要です。ただし、1つでも該当しない場合は大型特殊自動車ですので、申告が必要です。

その他のもの	
ショベルローダ、タイヤローラ、ホイールクレーン、パワーショベル、フォークリフト、ホイールローダ、ブルドーザなど ※林野作業車、原野作業車、ホイールキャリア、及び草刈作業車も含まれます。	
その他の小型特殊自動車の規格	
長さ	4.7メートル以下
幅	1.7メートル以下
高さ	2.8メートル以下
最高速度	時速15キロメートル以下

本体が軽自動車税の対象である農業用小型特殊自動車のアタッチメント（ロータリー、モア、ハロー、パワーデスク等）についても申告は不要です。ご注意ください。

例			
形 状 ・ 種 類	トラクターアタッチメント	歩 行 型	乗 用 型 (小型特殊自動車)
軽 自 動 車 税	× 対象外	× 対象外	○ 対 象
償 却 資 産 (固 定 資 産 税)	× 対象外	○ 対 象	× 対象外

II 償却資産の申告方法等について

1 申告をしていただく方

令和8年1月1日現在（「賦課期日」といいます。）、事業の用に供することができる償却資産を所有している方です。

〈お願い〉

申告書が送られてきた方で、解散、廃業及び移転した方、又は事業用の償却資産を所有していない方も、申告書右下の「18 備考欄」に必要な事項を記入して必ず申告してください。
※償却資産申告書、種類別明細書は日向市ホームページからダウンロードできます。

2 申告の対象となる資産

（1）申告の対象となる資産は、令和8年1月1日現在で事業の用に供することができる土地及び家屋以外の有形固定資産で、原則として耐用年数が1年以上かつ1個又は1組の取得価額（付帯費用を含む。）が10万円以上の事業用資産です。

※ただし、10万円未満の資産でも、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却資産として固定資産勘定に計上した資産は申告の対象となります。

		申告の対象となる部分	申告の対象とならない部分
		個別に減価償却しているもの（取得価額 10 万円未満のものも含む）等	
30万円	中小企業者等の少額資産特例※ （租税特別措置法 28 条の 2、第 67 条の 5）		
20万円	リース資産 （20万円未満）	3年で一括償却 （法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項、所得税法施行令 第 139 条第 1 項）	一時に損金算入（10万円未満） 法人法施行令第 133 条、所得 税法施行令第 138 条
10万円	（法人税法第 64 条の 2 第 1 項、所得税法第 67 条の 2 第 1 項）		

※租税特別措置法第28条の2、第67条の5により中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産の全額を損金算入した場合でも、固定資産税については申告の対象となります。耐用年数の記載も必要です。

（2）次の資産も、事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 前年決算期から賦課期日までの間に増加・減少した資産
- ② 償却済資産（減価償却を終わり、残存価額のみとなっている資産）
- ③ 建設仮勘定で経理されている資産で、一部が完成し、賦課期日現在事業の用に供されている資産
- ④ 遊休資産、未稼働資産（いつでも稼働できる状態の資産）
- ⑤ 簿外資産（帳簿には記載されていないが、所有している資産）
- ⑥ 改良費（資本的支出～新たな資本の取得とみなし、本体と独立して取り扱います。）
- ⑦ 福利厚生施設、社員研修施設
- ⑧ 赤字決算・配当政策等のため減価償却を行っていない資産

3 申告の対象とならない資産

次のような資産は、課税の対象になりませんので、申告の必要はありません。

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車や小型特殊自動車
- ② 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満のもので一時損金に算入又は必要経費としているもの
- ③ 取得価額20万円未満のもので3年間で損金に算入(一括償却)したもの
- ④ 生物(家畜(牛、豚、鳥など)、果樹など)
- ⑤ 故障、老朽化等により使用していないもので、今後使用する見込みのない廃棄同様のもの
- ⑥ 無形固定資産(ソフトウェア、電話加入権、特許権など)
- ⑦ 繰延資産(創立費、開業費、開発費、社債発行費など)
- ⑧ 棚卸資産(商品、製品、貯蔵品など)

4 提出していただく書類

	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類
全資産申告	①令和7年中に新しく事業を始められた方 ②今回初めて申告される方	令和8年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	償却資産申告書 種類別明細書(増加資産・全資産用)
増減資産申告	令和7年度までに申告された方	令和7年1月2日から令和8年1月1日までの増加または減少資産	償却資産申告書 種類別明細書(増加資産・全資産用) 種類別明細書(減少資産用)

【お願い】

☆償却資産の多少にかかわらず、必ず申告をお願いします。

償却資産に増減がなかった場合は「増減なし」、申告する資産がない方は「該当資産なし」と申告ください。

申告をされない場合は昨年度の償却資産申告資料に基づき、所有資産に変更はないとみなし、課税します。

☆企業の電算処理により申告される方は、地方税法施行規則様式第26号(統一様式)をご使用のうえ、全資産申告をお願いします。

☆申告書を郵送される方で、控えの返送を希望される方は、必ず返信用封筒に所定額の切手を貼付したものを同封してください。同封がない場合は返送しません。

5 申告書に添付していただく書類

申告書には、次の書類を添付してくださいようご協力をお願いします。
☆直近の「減価償却額（費）計算書」の写し又は固定資産台帳の写し

6 市内に二つ以上の事業所のある方

各事業所分を主たる事業所でまとめて申告してください。その場合、申告書の資産所有地（申告書15欄）に、それぞれの事業所の名称及び住所を記入してください。

7 申告書の提出期限

令和8年2月2日（月）です。（地方税法第383条）

申告誤りや申告漏れがございましたら、その都度修正してご提出いただきますようお願いします。

正当な事由がなくて申告をしなかった場合は、過料が科せられます。（日向市税賦課徴収条例第75条）

8 償却資産の課税標準額・免税点・税率など

区 分	説 明
納 税 義 務 者	1月1日現在における償却資産の所有者をいいます（償却資産を賃貸している方も含まれます。）。
課 税 標 準 額	課税標準は、賦課期日現在の償却資産の評価額で償却資産台帳に登録されたものです。また、課税標準の特例が適用される場合は、その資産の価格に特例率を乗じたものが課税標準となります。
免 税 点	課税標準額が、150万円未満の場合は課税されません。
税 率	100分の1.6です。
税 額	課税標準額×税率で算定します（100円未満切捨て）。
納 期	納付すべき税額を年4回（4月、7月、9月、12月）に分けて納税していただきます。

Ⅲ 減価残存率表

耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	25	0.088	0.956	0.912
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	40	0.056	0.972	0.944
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	50	0.045	0.977	0.955
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	60	0.038	0.981	0.962
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	70	0.032	0.984	0.968
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	80	0.028	0.986	0.972
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	90	0.025	0.987	0.975

評価額の算出方法

1. 前年度の評価額を基礎とする方法

$$(1) \text{前年中に取得した資産の評価額} = \text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2}\right) \\ = \text{取得価額} \times A$$

$$(2) \text{前年前に取得した資産の評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - r) \\ = \text{前年度評価額} \times B$$

2. 取得価額を基礎とする方法

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2}\right) \times (1 - r)^{n-1} \\ = \text{取得価額} \times A \times B^{n-1}$$

r : 耐用年数に応ずる定率法による減価償却率(旧定率法)
n : 申告年度－取得年次

評価額計算例

資産名 パソコン 取得価格 200,000円 耐用年数 4年

取得年月 令和7年4月（令和8年度から申告）

令和8年度 200,000円 × 0.781 = 156,200円

令和9年度 156,200円 × 0.562 = 87,784円

令和10年度 87,784円 × 0.562 = 49,334円

令和11年度 49,334円 × 0.562 = 27,725円

令和12年度 27,725円 × 0.562 = 15,581円

令和13年度 15,581円 × 0.562 = 8,756円

200,000円 × 5% = 10,000円（評価額の最低限度）

8,756円 < 10,000円

令和13年度以降は、評価額の最低限度を下回っているため、評価額は10,000円となります。

IV 償却資産申告書等の記入例

償却資産申告書の記入例

- ◎前年度申告がある方は、申告いただいた内容が印字されていますので、変更があった項目を二重線で消して訂正してください。
- ◎前年中に資産の増減がない場合には、(18 備考)欄の「2 資産増減なし」に○をしてください。

令和 年 月 日

日向市長様

令和 8 年度

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

住所

日向市本町○番○号

個人番号又は法人番号

1234567890123

事業種目

卸売業

事業開始年月

平成 7 年 9 月

この申告に係る者の氏名

日向 太郎

税理士等の氏名

△△会計事務所

代表者名、ふりがな及び電話番号を記入し、法人の場合は担当者の氏名も記入して提出してください。

住所及び氏名に変更があった場合は訂正してください。

納税通知書等の送付先が所有者の住所と異なる場合はその住所を記入してください。

事業種目を具体的に記入してください。

事業種目を具体的に記入してください。

個人番号 (マイナンバー) 又は法人番号を記入してください。

日向市内に資産の所在地が2か所以上ある場合は、その所在地を全部記入してください。

借入資産の有無について該当する方は「○」で囲ってください。

ただし、有りの場合は貸主の名称も必ず記入してください。借入資産が多数の場合は、別紙「借入資産の貸主の名称等明細書」に記入の上、提出してください。※ホームページ上から様式がダウンロードできます。

前年中における資産の状況、廃棄等があった場合は、該当する項目を「○」で囲み、その年月日を記入してください。

その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価において参考となるべき事項について記入してください。

資産の種類

1 構築物

2 機械及び装置

3 船舶

4 航空機

5 車両及び運搬具

6 工具器具及び備品

7 合計

前年前に取得したもの (イ)

4,200,000

前年中に減少したもの (ロ)

370,000

前年中に取得したもの (イ)

1,570,000

前年中に減少したもの (ロ)

5,770,000

課税標準額 (ト)

4,200,000

4,300,000

330,000

4,630,000

1,530,000

10,030,000

貸主の名称等

□△リース

事業所用家屋の所有区分

自己所有

備考 (添付書類等)

15 (区) 町村内における事業所等資産の所在地

16 借入資産 (イ)・無

17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有)・借家

18 備考 (添付書類等)

評価額 (ハ)

370,000

370,000

370,000

370,000

370,000

370,000

370,000

決定額 (ヘ)

370,000

370,000

370,000

370,000

370,000

370,000

記入する必要はありません。ただし、電算処理方式により申告される場合には記入してください。

注 意 「3 個人番号又は法人番号」の欄は、右記の記入をお願いします。

13

種類別明細書の記入例

申告内容が印字されている場合の種類別明細書の記入例

令和8年度

種類別明細書(全資産用)

所有者コード		所有者名		資産のコード		資産の名称等		取得年月日		取得価額		耐用年数		減価率		価額		課税標準額		減少の事由及び区分		増加理由		摘要			
行番号	資産の種類	年	月	日	年	月	日	千円	円	千円	円	年	月	日	千円	円	千円	円	1.売却	2.滅失	3.移動	4.その他	1.売却	2.滅失	3.移動	4.その他	
1	1	4	23	4				2,500,000	10											1・2・3・4	1・2						
2	1	4	23	4				700,000	20											1・2・3・4	1・2						
3	1	4	23	4				1,000,000	15											1・2・3・4	1・2						
4	6	4	28	4				600,000	5											1・2・3・4	1・2						
5	6	4	24	4				200,000	6											1・2・3・4	1・2						
6	6	4	29	4				180,000	6											1・2・3・4	1・2						
7	6	4	27	4				420,000	4											1・2・3・4	1・2						
8	2	5	6	4				4,300,000	17											1・2・3・4	1・2						
9	6	4	30	3				130,000	4											1・2・3・4	1・2						
10	6	5	6	6				200,000	6											1・2・3・4	1・2						
11																				1・2・3・4	1・2						
12																				1・2・3・4	1・2						
13																				1・2・3・4	1・2						
14																				1・2・3・4	1・2						
15																				1・2・3・4	1・2						
16																				1・2・3・4	1・2						
17																				1・2・3・4	1・2						
18																				1・2・3・4	1・2						
19																				1・2・3・4	1・2						
20																				1・2・3・4	1・2						
小計								10,030,000																			
合計								5,770,000																			

(注意)「減少の事由及び区分」には選択した資産について、その理由と全部か一部かのいずれかに○印をつけてください。
「増加事由」の欄は、1新規取得、2中古取得、3移動による受入れ、4その他 のいずれかに○印をつけてください。

「増加事由」の欄は、
1：新品取得
2：中古品取得
3：移動による受入れ
4：その他
のいずれかに「○」で囲んでください。

下記に該当する資産については、摘要欄に例示のように記入してください。
①特例・非課税該当資産 適用条項を記入「○条○項」
②見積耐用年数を適用「中古」
③短縮耐用年数を適用「短縮」
④市外から移管された資産「○○より移管」
⑤申告年度に申告漏の資産「申告漏」
⑥船舶資産「船舶」

変更箇所を抹消しその上に1月1日現在の数値を記入してください。

耐用年数を記入してください。

当該資産の取得価額を記入してください。

増加資産については空欄を利用して追記してください。欄が不足する場合は、種類別明細書(増加資産・全資産用)を利用ください。
※ホームページ上から様式ダウンロードできます。

種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

令和 8 年度

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

※ 所 有 者 コー ド	※ 個 人 番 号・法 人 番 号	所 有 者 名	収 入 目 録 の うち				
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	〇 〇 (株)	収 入				
行 事 号	資 産 の 名 称 等	取 得 年 月 日	取 得 価 額	減 価 率	耐 用 年 数	課 税 標 準 額	増 加 事 由
01 2	太陽光発電設備	5 7 4	4 300 000	1 7 0.	1 0.	1 2	1 : 新品取得
02 6	パソコン	4 30 3	130 000	4 0.	3 4	3 4	2 : 中古品取得
03 6	エアコン	5 7 6	200 000	6 0.	1 2	1 2	3 : 移動による受入れ
04				0.	3 4	3 4	4 : その他

「増加事由」の欄は、
1：新品取得
2：中古品取得
3：移動による受入れ
4：その他の
のいずれかに「○」で
囲んでください。

耐用年数を記入して
ください。

当該資産の取得価額を記入してください。
・引取運賃、購入手数料等、資産を事業の用に供するために直接要した費用がある場合はその金額の計を記入してください。
・圧縮記帳は固定資産税の評価上、認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を記入してください。
・事業用と非事業用の両方で使用する資産は、その資産の取得価額全額を記入してください。按分はできません。
・消費税については、それぞれ税務上採用している経理方式により申告してください。

種類別明細書（減少資産用）の記入例

令和 8 年度 種類別明細書（減少資産用）

※ 所 有 コー ド		※	個 人 番 号・法 人 番 号										所 有 者 名				枚 の う ち					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	〇 〇 (株)						
抹 消 コー ド		資 産 の 名 称 等												取 得 年 月		取 得 価 額		減 少 の 事 由 及 び 区 分		摘 要		
行 番 号	資 産 種 別	数 量												年	月	千 円	百 円	主 要	1 売 却 2 滅 失 3 移 動	1 全 部 2 一 部	4台のうち1台を廃棄	
01	6	1												4	24	4	230,000	6	25	1・②・3・4		①・2
02	6	1												4	27	4	140,000	4	28	1・②・3・4		1・②
03																			1・2・3・4	1・2		

該当するものの番号「〇」で囲んでください。

該当するものの番号「○」で囲んでください。

- ①当該資産が減少した理由について、「1 売却」にあってはその売却先の名称を、「2 減失」にあってはその減失理由を、「3 移動」にあってはその受入先の所在地等を、「4 その他」にあってはその減少の事由等を記入してください。
- ②減少の区分が「2 一部」に該当する場合には次の例のように記入してください。
- (例) 50万 (数量5) のうち、20万円 (数量2) 分減少
- ③その他当該資産が減少したことについて必要な事項を記入してください。

V 主な償却資産の区分と耐用年数

詳しい耐用年数については、総務省の法令データ提供システムで確認してください。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」

資産の種類	耐用年数	主な償却資産例	耐用年数	主な償却資産例
1 構築物	3	簡易な可動間仕切り	14	ビニールハウス(主として金属製のもの。木造は5年)
	6	蓄電池電源設備	15	給排水・衛生・ガス設備・ブロック塀 コンクリート舗装路面・エスカレーター 冷暖房・ボイラー設備 (冷凍機出力22kw以下は13年) キュービクル
	7	工場緑化施設(その他の緑化施設・庭園は20年)		
	8	消火・災害報知・格納式避難設備 アーケード・日よけ設備(金属製は15年)	17	エレベーター
	10	テナントによる店舗内装工事・設備 アスファルト舗装路面・フェンス 金属製の煙突・街路灯・ガードレール 通信ケーブル(光ファイバー製) 放送又は無線通信用のアンテナ・配線	20	広告用のもの(金属造以外は10年) (塔屋看板・野立看板等)
	12	エアーカーテン・ドア自動開閉設備	30	水泳プール
2 機械・設備	5	水産養殖業設備・漁業用設備	45	独立キャノピー
	6	金属彫刻品製造設備	10	乳製品製造設備・配合飼料製造設備 パン・パン粉製造設備・印刷設備 豆腐製造設備
	7	自動車整備サービス機器(電気機器を除く。) 製造設備・農業用設備・クリーニング設備	12	紡績機械・部分品・附属品製造設備 木材加工用機械・木工施盤製造設備 冷蔵倉庫業用設備
	8	ガソリンスタンド設備 映画製作設備 LPガスステーション設備		
	9	板ガラス製造設備 金属工作機械・金属加工機械製造設備 陶磁器製造設備	15	自動車洗車機械 自動車分解整備用機械
			17	太陽光発電設備
3 船舶	4	モーターボート	 A型看板：耐用年数3年 	
	6	木船のうち漁船		
	7	強化プラスチック船 鋼船のうちしゅんせつ船及び砂利採取船		
	9	軽合金船		
5 車両・運搬具	4	フォークリフト	塔屋看板(金属製)：耐用年数20年	
	5	金属製トロコ		
	7	その他の運搬具のうち 自走能力を有するもの		
	4	自走能力の無いもの		
		<参考> 大型特殊自動車「0」「00～09」「000～099」「9」「90～99」「900～999」		
6 工具・器具・備品	2	パチンコ台・映画フィルム・防草シート プレスその他の金属加工用金型 マネキン人形及び模型・切削道具 衣裳・かつら・小道具及び大道具	6	冷房用又は暖房用機器・調剤機器 光学検査機器(ファイバースコープ) 電気冷蔵庫・電気洗濯機・電気機器 ガス機器・インターホーン及び放送設備
	3	パチスロ機・治具及び取付工具 カーテン・座布団・寝具等の繊維製品 看板(A型看板等)・ネオンサイン及び気球	7	歯科診療用ユニット・大型コンテナ 血液透析又は血しょう交換用機器
	4	パソコン・鑑賞用鳥類・消毒殺菌機器 移動式レントゲン・自動血液分析機	8	接客業用以外の応接セット・ベッド 陳列棚及び陳列ケース ※ただし冷凍機・冷蔵機つきのものは6年 金属製以外の事務机・椅子・キャビネット 引伸機・焼付機・乾燥機・顕微鏡 鑑賞用動物(魚・鳥類を除く。)
	5	パソコンサーバー・どんちょう及び幕 楽器・自動販売機(手動のものを含む。) 焼却炉・手提げ金庫・タイムレコーダー・ 試験及び測定機器・カメラ・映写機 コピー機・POSレジ・カラオケ設備・ 接客業の家具・テレビ・理美容機器		
			10	時計・発動機・ ビニールハウス(金属造以外は5年)
			20	金庫(手さげできないもの)

注1 取得価額の算出方法・消費税の扱いは、原則として法人税の取扱いと同じです。

注2 耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が適用されますが、中古資産のような例外もあります。

— ◎ 申告書の提出先及び問合せ先 ◎ —

〒883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号
日向市 市民環境部 税務課 資産税係(4 番窓口)償却資産担当
電話 (代表) 0982-52-2111 (内線) 2109

※この手引は、令和 7 年 10 月に作成したものです。